

令和4年度

# 文化体育館年報

(令和3年度事業報告)



猪名川町文化体育館（イナホール）

## 目次

1. 猪名川町の概要.....	1
2. 利用案内.....	2
(1) 猪名川町文化体育館利用案内.....	2
(2) 猪名川町社会教育施設予約システム利用案内（文化体育館）.....	3
3. 文化体育館案内図.....	5
4. 施設概要及び主な改修・模様替の履歴.....	6
5. 施設の詳細.....	8
文化体育館附属設備使用料.....	8
6. 施設利用状況.....	11
(1) 年度別利用状況.....	11
(2) 部屋別利用状況（部屋別件数）.....	12
(3) 部屋別利用状況（部屋別人数）.....	13
(4) 令和3年度稼働率.....	14
7. 令和3年度自主事業一覧.....	16
自主事業一覧（イナホールメイト加入人数集計及びチラシ）.....	16
8. 文化体育館の収入及び支出.....	22
(1) 文化体育館の収入.....	22
(2) 文化体育館の支出.....	22
9. 参考資料.....	23
(1) 猪名川町文化体育館の設置及び管理に関する条例.....	23
(2) 猪名川町文化体育館の設置及び管理に関する条例施行規則.....	30

# 1. 猪名川町の概要

猪名川町は、兵庫県の南東部に位置し、南東を川西市、南西を宝塚市、西を三田市、北を丹波篠山市、東は大阪府能勢町に接し、町域の面積の約 80%を山林が占めています。

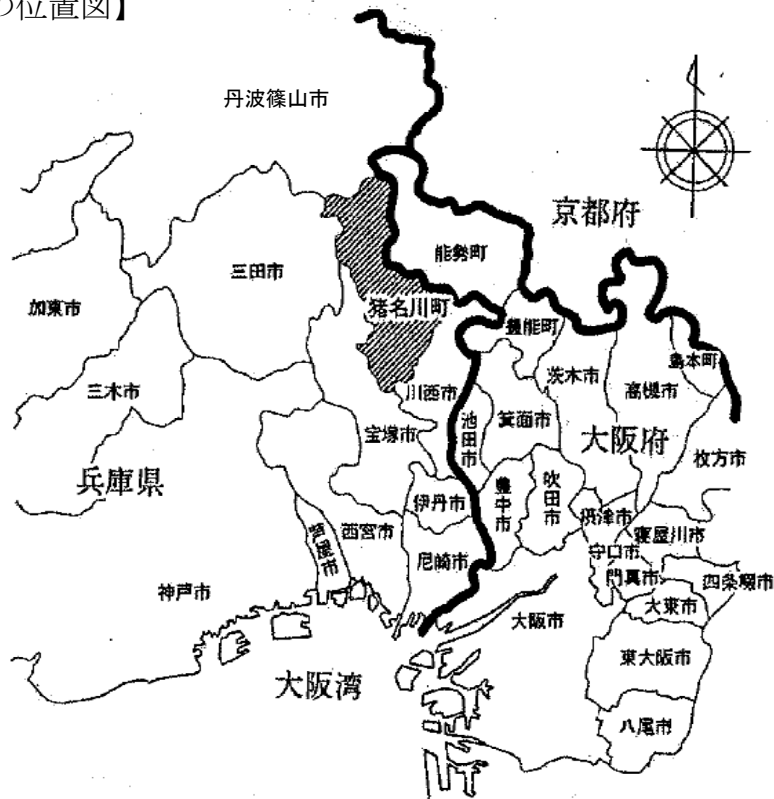
面積は 90.33 km<sup>2</sup>で、東西が最大約 8 km、南北は約 18 kmで、南北に細長い町域となっており、町の最北部には阪神地域の最高峰である大野山（753m）があり、本町に源を発する猪名川が町の中央を北から南へと流れ、川に沿って平地が形成されています。

鉄道は、能勢電鉄日生中央駅から大阪市の阪急大阪梅田駅へ約 40 分、神戸市の JR 三ノ宮駅へは約 1 時間でアクセスでき、阪神地域とともに大阪府とのかかわりも深くなっています。

道路は、南北に国道 173 号線が町域の東端を通るほか、南北に県道川西篠山線、東西に県道川西三田線が幹線道路となっており、町内各地へ路線バスも運行されています。また、平成 30 年 3 月には、高槻から神戸北まで新名神高速道路が開通したことから、北摂地域の経済、生活への貢献が期待されています。


人口は、3つの大きなニュータウン開発により、平成 16 年 10 月に 3 万人に到達し、平成 22 年 1 月末には 32,659 人とピークを迎えましたが、令和 4 年 3 月末では 29,800 人と減少傾向にあります。

【猪名川町の位置図】




## 2. 利用案内

### (1) 猪名川町文化体育館利用案内

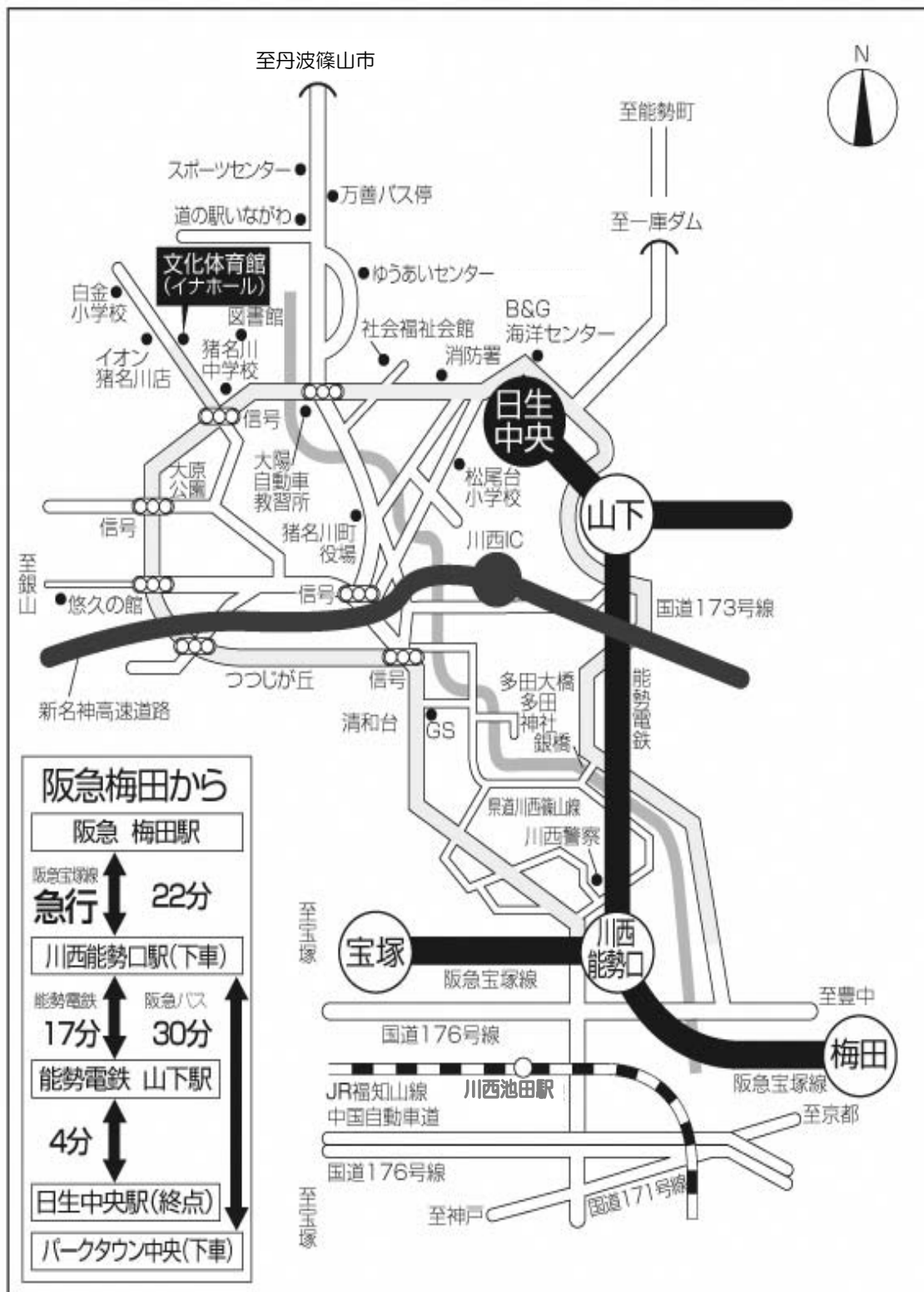
設立目的	町民の文化の高揚及びスポーツの振興を図り、もって情操豊かな人づくりと健全な心身の育成に寄与することを目的として、設立されました。
利用するには	文化体育館を利用するには、社会教育施設等使用者登録が必要となります。 <b>【登録要件】</b> どなたでも登録することは可能です。 <b>【登録手続き】</b> 「社会教育施設等使用者登録申請書」を提出し身分証明書の提示をお願いします。また、団体の場合は団体名簿の提出をお願いします。なお、社会教育関係団体は社会教育関係団体登録承認書の提示をお願いします。 審査の後「社会教育施設等登録カード」を発行します。
利用の禁止事項	猪名川町文化体育館の設置及び管理に関する条例施行規則第5条の規定により、特定の宗教・宗派・教団を支援する利用等はできません。
利用時間	午前9時～午後10時
休館日	毎週月曜日（祝日の場合は、翌日） 12月29日～1月3日
予約申込方法	猪名川町社会教育施設予約システムからの申込となります。 ただし、文化体育館受付においても申し込みは可能です。
予約可能端末	インターネットに接続できるパソコン・使用者端末（OPAC、設置場所：文化体育館・中央公民館・日生連絡所・スポーツセンター）・携帯電話 <b>【アドレス】</b> パソコン <a href="https://www.shisetsu.town.inagawa.hyogo.jp/stagia/reserve/gin_menu">https://www.shisetsu.town.inagawa.hyogo.jp/stagia/reserve/gin_menu</a> 携帯電話 <a href="https://www.shisetsu.town.inagawa.hyogo.jp/stagia/reserve/gsm_init">https://www.shisetsu.town.inagawa.hyogo.jp/stagia/reserve/gsm_init</a> 
予約申込時間	<b>【インターネット】</b> 年中無休（午前3時から午前6時までを除く） <b>【文化体育館窓口】</b> 休館日以外の午前8時45分～午後5時15分
予約申込期間	使用日の属する月の3ヶ月前の初日から3日前まで

(2) 猪名川町社会教育施設予約システム利用案内 (文化体育館)

対象施設	文化体育館
受付方法	<p><b>【使用者端末機】</b>          設置場所：文化体育館・中央公民館・日生公民館・スポーツセンター</p> <p>使用方法：使用者端末機（パソコン）の画面に指で軽く触れることでメニューの選択ができサービスを利用できます。</p> <p><b>【インターネット】</b>          使用方法：インターネットに接続したパソコンにアドレス  <a href="https://www.shisetsu.town.inagawa.hyogo.jp/stagia/reserve/gin_menu">https://www.shisetsu.town.inagawa.hyogo.jp/stagia/reserve/gin_menu</a>          を入力することでサービスを利用できます。</p> <p><b>【携帯電話】</b>          使用方法：携帯電話から指定のアドレス  <a href="https://www.shisetsu.town.inagawa.hyogo.jp/stagia/reserve/gsm_init">https://www.shisetsu.town.inagawa.hyogo.jp/stagia/reserve/gsm_init</a></p>  <p>を入力することでサービスが利用できます。          (一部ご利用いただけない機種もあります。)</p>
サービスの種類	<p>★ 使用者登録しなくても利用できるサービス          空き状況照会：施設の空き状況が確認できます。</p> <p>★ 使用者登録すると利用できるサービス          予約申込：予約の受付期間中（使用月の3ヶ月前から3日前まで）、          予約の申込やキャンセルができます。</p> <p>予約内容確認：使用者本人の予約状況を確認できます。</p> <p>抽選申込：抽選の受付期間中、抽選の申込ができます。</p> <p>抽選内容確認：使用者本人の抽選申込状況を確認できます。</p> <p>抽選結果確認：確認期間中、抽選結果（当選・落選）を確認できます。</p>
使用者登録申請	<p>★ 登録の窓口：文化体育館</p> <p>★ 登録申請時に必要なもの</p> <p><b>【社会教育関係団体】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 社会教育施設等使用者登録申請書</li> <li>・ 代表者（申請者は16歳以上）の身分証明書</li> <li>・ 社会教育関係団体は社会教育関係団体登録承認書</li> </ul> <p><b>【その他の団体】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 社会教育施設等使用者登録申請書</li> <li>・ 代表者（申請者は16歳以上）の身分証明書</li> <li>・ 団体名簿</li> </ul>

	<p><b>【個人】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 社会教育施設等使用者登録申請書</li><li>・ 身分証明書（16歳以上）</li></ul> <p>※身分証明書は氏名・住所の確認できるもの（保険証・免許証・写真付住基カード・学生証など）</p>
--	---

### 3. 文化体育館案内図



## 4. 施設概要及び主な改修・模様替の履歴

### (施設概要)

名 称：文化体育館（愛称 イナホール）  
所 在 地：猪名川町白金1丁目74番地24  
電話番号：072-766-7400  
F A X：072-766-6931  
敷地面積：15,000㎡  
建築面積：3,313㎡ 延床面積：3,973㎡  
構 造：鉄筋コンクリート造 2階建  
設計監理：三菱地所株式会社一級建築事務所  
施 工：株式会社竹中工務店  
外構工事：株式会社竹中土木  
工事期間：着工 平成2年4月5日 竣工 平成3年8月31日  
開 館：平成3年9月7日  
事 業 費：◎総事業費 2,431,000千円（用地費含む）  
特 徴：文化活動・スポーツ活動に対応できる施設となっており、1年間  
を通し各種イベントなどを行っており町の文化・スポーツ活動の  
拠点施設です。  
また、この施設は猪名川町総合公園（ふれあい公園）の中に位置  
しており、芝生広場、生涯学習センター（図書館等）もあり、皆  
さんの余暇を楽しく過ごすには最適の環境となっております。

### (主な改修・模様替の履歴)

平成18年度	自火報設備器具交換（煙感知器交換106個）	1,155,000円
平成19年度	大ホール、小ホール照明・音響設備改修工事（大ホール音響設備改修、小ホール照明設備改修）	18,585,000円
平成20年度	空調用冷却ポンプ更新	630,000円
平成21年度	大規模改修工事（内部改修、外壁改修、防水改修）	31,815,000円
平成22年度	大規模改修（屋上防水改修、電力引込改修、コンセント設備改修）	20,475,000円
平成23年度	大規模改修工事（舞台照明設備、小ホール音響設備改修、キュービクル更新、スロープ改修）	110,145,000円
平成24年度	駐車場区画線修繕工事	653,100円



平成25年度	トイレ改修工事	1,239,000円
平成26年度	大ホール音響調整室エアコン修繕	777,600円
平成27年度	トイレ便器取替工事	2,106,000円
〃	空調機中性能フィルター取替工事	876,312円
平成28年度	高圧気中開閉器取替工事	918,000円
平成29年度	トイレ改修工事	4,519,800円
〃	吸収冷暖房機冷却水系統チューブ薬品洗浄作業	918,000円
平成30年度	大ホールブレーキ電源ユニット交換修繕	1,609,200円
〃	大ホールリミットスイッチ類交換修繕	2,937,600円
令和元年度	緞帳用インバーター及び直流電源更新工事	2,673,000円
〃	中央熱源改修工事	43,440,100円
令和2年度	ロビー空調更新工事	5,178,800円
〃	大ホール吊物装置制御部改修工事	17,050,000円
令和3年度	小ホール吊物装置制御部改修工事	5,335,000円

## 5. 施設の詳細

部屋名	定員	面積	使用料（1時間当り）
イナホール（全面）	1,034人	1,100 m <sup>2</sup>	平日 昼間 3,000 円 夜間 4,500 円 土日祝 昼間 3,600 円 夜間 5,400 円
小ホール	200人	201 m <sup>2</sup>	平日 昼間 2,400 円 夜間 3,600 円 土日祝 昼間 2,900 円 夜間 4,300 円
リハーサル室	50人	67 m <sup>2</sup>	昼間 600 円／夜間 1,000 円
控室 1	10人	20 m <sup>2</sup>	昼間 500 円／夜間 700 円
控室 2	10人	20 m <sup>2</sup>	昼間 500 円／夜間 700 円
会議室 1	40人	70 m <sup>2</sup>	昼間 700 円／夜間 1,100 円
会議室 2	40人	75 m <sup>2</sup>	昼間 700 円／夜間 1,100 円
総合室（1+2号室）	100人	145 m <sup>2</sup>	昼間 1,400 円／夜間 2,200 円

- 1 冷暖房を実施しているときは、大ホール1時間 5,000 円、小ホール1時間 1,000 円、その他はこの表に定める使用料の 5 割を加算。
- 2 使用料算定において 10 円未満の端数が生じた場合は、切り捨てる。

### 文化体育館附属設備使用料

設備名等	数量	料金	備考
舞台関係設備及び備品			
音響反射板	1 式	3,000 円	
平台	1 台	150 円	
指揮者台	1 台	300 円	
譜面台	1 台	50 円	
金屏風	1 双	2,000 円	
緋毛仙	1 枚	300 円	
上敷	1 枚	150 円	
地絨	1 枚	500 円	
演台	1 台	400 円	
花台（花瓶付）	1 台	250 円	
司会者台	1 台	250 円	
長座布団	1 枚	100 円	
舞台用姿見	1 台	200 円	
めくり台	1 台	100 円	

設備名等	数量	料金	備考
人形立	1台	50円	
舞台用机	1脚	100円	
舞台用椅子	1脚	30円	
黒板（移動式）	1台	100円	
音響関係設備及び備品			
コンデンサーマイク	1本	800円	
ダイナミックマイク	1本	500円	
ワイヤレスマイク	1本	800円	
レコードプレイヤー	1台	1,000円	
CDプレイヤー	1台	500円	
カセットテープレコーダー	1台	500円	
はね返りスピーカー	1台	800円	
マイクスタンド	1本	100円	
エレベーターマイクスタンド	1式	500円	
大ホール用拡声装置	1式	2,000円	マイク2本含む
小ホール用拡声装置	1式	1,000円	マイク2本含む
照明設備			
ボーダーライト	1列	700円	
シーリングスポットライト	1列	1,200円	
サスペンションスポットライト	1列	700円	
ローアーホリゾンライト	1列	1,000円	
ピンスポットライト	1列	1,000円	
アッパーホリゾンライト	1列	1,000円	
小ホール照明	1式	1,500円	
音楽			
大ホール用ピアノ	1台	6,000円	
小ホール用ピアノ	1台	4,000円	
その他			
16mm映写機	1台	3,500円	
スライド映写機	1台	800円	
オーバーヘッドプロジェクター	1台	800円	
スクリーン	1回	1,000円	
テレビ	1台	300円	

設備名等	数 量	料 金	備 考
ビデオ	1 台	300 円	
シャワー室	1 人	100 円	
展示パネル	1 枚	50 円	
表彰盆	1 台	100 円	
持込電気器具コンセント	1 k w	300 円	

- 1 この使用料は、午前（午前9時から正午まで）、午後（午後1時から午後5時まで）、夜間（午後6時から午後10時まで）の使用区分を持って1回とし、終日（午前9時から午後10時まで）を使用する場合は、3回として計算する。
- 2 ピアノの使用料には、調律料を含まない。
- 3 持込み電気器具用コンセントを使用する場合の1キロワットとは、持込み電気器具の定格消費電力量の1キロワットをいい、その合計量に1キロワット未満の端数があるときは、これを切り上げる。
- 4 この使用料には、別表第1備考第5項の規定は適用しない。

## 6.施設利用状況

### (1) 年度別利用状況

年 度	大ホール		小ホール		リハーサル室 ・控室		会議室		合 計	
	件 数	人 数	件 数	人 数	件 数	人 数	件 数	人 数	件 数	人 数
6	387	39,881	140	15,728	513	7,777	306	9,431	1,346	72,817
7	257	38,272	90	7,838	245	4,744	120	5,388	712	56,242
8	452	66,987	183	22,572	561	16,137	122	4,723	1,318	110,419
9	497	71,895	211	22,779	742	13,667	263	16,956	1,713	125,297
10	414	42,092	171	13,539	808	15,098	266	11,833	1,659	82,562
11	494	35,941	184	15,383	790	16,833	227	11,844	1,695	80,001
12	519	39,759	169	12,167	758	13,919	246	12,808	1,692	78,653
13	505	39,851	186	12,572	752	9,009	282	10,209	1,725	71,641
14	511	36,393	240	14,963	887	10,828	450	8,613	2,088	70,797
15	555	36,336	212	14,985	712	9,753	586	7,282	2,065	68,356
16	567	46,564	214	14,892	846	11,017	591	8,030	2,218	80,503
17	543	44,485	209	29,625	799	19,528	354	10,751	1,905	104,389
18	609	45,281	208	18,347	701	11,397	283	10,546	1,801	85,571
19	664	46,281	189	15,454	823	12,151	278	8,130	1,954	82,016
20	802	36,645	175	12,734	857	9,460	277	7,431	2,111	66,270
21	593	35,409	186	12,662	670	6,407	258	6,355	1,707	60,833
22	704	41,877	182	16,843	713	5,333	283	9,668	1,882	73,721
23	660	34,385	167	17,574	683	5,744	242	8,920	1,752	66,623
24	773	36,146	202	17,761	683	5,863	259	8,127	1,917	67,897
25	749	37,564	201	16,998	799	8,032	264	9,486	2,013	72,080
26	736	34,088	199	14,159	801	10,788	248	7,543	1,984	66,578
27	820	37,821	206	13,635	812	13,239	298	11,774	2,136	76,469
28	780	44,921	266	17,214	854	12,876	298	11,127	2,198	86,138
29	742	36,162	264	14,128	852	13,603	284	11,788	2,142	75,681
30	743	35,542	264	12,664	833	10,564	323	9,256	2,163	68,026
R1	712	32,223	228	14,391	760	8,591	335	11,306	2,035	66,511
R2	768	18,399	232	7,597	585	7,134	230	5,188	1,815	38,318
R3	297	9,080	69	3,345	237	1,893	74	1,635	677	15,953

※平成7年度は阪神大震災により一時休館、改修工事を実施

※平成23年11月15日～12月25日までの間、大規模改修工事のため一時休館

※令和2年3月9日～5月31日まで、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため臨時休館

※令和3年4月1日～11月30日まで、新型コロナウイルスワクチン集団接種会場のため、一般利用一時停止

(2) 部屋別利用状況 (部屋別件数)

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
大ホール	R2	0	0	89	70	52	72	86	64	83	62	72	118	768
	R3	0	0	0	0	0	0	0	0	49	37	96	115	297
小ホール	R2	0	0	19	22	31	25	33	29	27	16	6	24	232
	R3	0	0	0	0	0	0	0	0	13	13	18	25	69
リハーサル室	R2	0	0	50	64	43	59	67	50	51	45	44	58	531
	R3	0	0	0	0	0	0	0	0	24	47	38	59	168
会議室	R2	0	0	16	18	13	18	15	25	13	15	15	17	165
	R3	0	0	0	0	0	0	0	0	9	1	6	9	25
総合室	R2	0	0	1	3	7	9	8	13	11	7	1	5	65
	R3	0	0	0	0	0	0	0	0	5	21	7	16	49
控室	R2	0	0	1	2	7	3	8	9	7	13	0	4	54
	R3	0	0	0	0	0	0	0	0	10	39	8	12	69
合計	R2	0	0	176	179	153	186	217	190	192	158	138	226	1,815
	R3	0	0	0	0	0	0	0	0	110	158	173	236	677

※ 令和2年3月9日～5月31日まで、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため臨時休館

※ 令和3年4月1日～11月30日まで、新型コロナウイルスワクチン集団接種会場のため、一般利用一時停止

(3) 部屋別利用状況 (部屋別人数)

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
大ホール	R2	0	0	2,200	1,458	900	1,693	2,000	2,100	2,128	1,534	1,478	2,908	18,399
	R3	0	0	0	0	0	0	0	0	1,230	1,553	2,558	3,739	9,080
小ホール	R2	0	0	451	507	753	826	1,312	1,309	865	653	208	713	7,597
	R3	0	0	0	0	0	0	0	0	448	1,744	394	759	3,345
リハーサル室	R2	0	0	733	745	522	720	850	575	485	538	537	848	6,553
	R3	0	0	0	0	0	0	0	0	294	471	281	721	1,767
会議室	R2	0	0	150	280	122	196	169	398	163	119	149	237	1,983
	R3	0	0	0	0	0	0	0	0	18	12	47	60	137
総合室	R2	0	0	176	261	177	553	438	475	509	352	20	244	3,205
	R3	0	0	0	0	0	0	0	0	330	607	61	500	1,498
控室	R2	0	0	0	192	194	10	27	54	19	4	0	81	581
	R3	0	0	0	0	0	0	0	0	14	17	23	72	126
合計	R2	0	0	3,710	3,443	2,668	3,998	4,796	4,911	4,169	3,200	2,392	5,031	38,318
	R3	0	0	0	0	0	0	0	0	2,334	4,404	3,364	5,851	15,953

※ 令和2年3月9日～5月31日まで、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため臨時休館

※ 令和3年4月1日～11月30日まで、新型コロナウイルスワクチン集団接種会場のため、一般利用一時停止

(4) 令和3年度稼働率

		大ホール	小ホール	リハーサル室	控室 1	控室 2	会議室	合計
4月	使用時間	0	0	0	0	0	0	0
	可能時間	0	0	0	0	0	0	0
	稼働率	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%
5月	使用時間	0	0	0	0	0	0	0
	可能時間	0	0	0	0	0	0	0
	稼働率	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%
6月	使用時間	0	0	0	0	0	0	0
	可能時間	0	0	0	0	0	0	0
	稼働率	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%
7月	使用時間	0	0	0	0	0	0	0
	可能時間	0	0	0	0	0	0	0
	稼働率	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%
8月	使用時間	0	0	0	0	0	0	0
	可能時間	0	0	0	0	0	0	0
	稼働率	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%
9月	使用時間	0	0	0	0	0	0	0
	可能時間	0	0	0	0	0	0	0
	稼働率	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%

※ 令和2年3月9日～5月31日まで、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため臨時休館

※ 令和3年4月1日～11月30日まで、新型コロナウイルスワクチン集団接種会場のため、一般利用一時停止



		大ホール	小ホール	リハーサル室	控室 1	控室 2	会議室	合計
10月	使用時間	0	0	0	0	0	0	0
	可能時間	0	0	0	0	0	0	0
	稼働率	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%
11月	使用時間	0	0	0	0	0	0	0
	可能時間	0	0	0	0	0	0	0
	稼働率	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%
12月	使用時間	160	147	65	0	48	133	553
	可能時間	312	312	312	312	312	312	1,872
	稼働率	51.28%	47.12%	20.83%	0%	15.38%	42.63%	29.54%
1月	使用時間	277	112	143	0	228	243	1,003
	可能時間	312	312	312	312	312	312	1,872
	稼働率	88.78%	35.90%	45.83%	0%	73.08%	77.88%	53.58%
2月	使用時間	277	91	80	0	34	97	579
	可能時間	312	312	312	312	312	312	1,872
	稼働率	88.78%	29.17%	25.64%	0%	10.90%	31.09%	30.93%
3月	使用時間	329	155	143	0	67	163	857
	可能時間	351	351	351	351	351	351	2,106
	稼働率	93.73%	44.16%	40.74%	0%	19.09%	46.44%	40.69%
合計	使用時間	1,043	505	431	0	377	636	2,992
	可能時間	1,287	1,287	1,287	1,287	1,287	1,287	7,722
	稼働率	81.04%	39.24%	33.49%	0%	29.29%	49.42%	38.75%

※ 令和2年3月9日～5月31日まで、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため臨時休館

※ 令和3年4月1日～11月30日まで、新型コロナウイルスワクチン集団接種会場のため、一般利用一時停止

## 7. 令和3年度自主事業一覧

### イナホールメイト加入人数集計及びチラシ

令和3年度自主事業一覧表

	事業名	日程	チケット金額	入場者数	稼働率	収支比率
1	米村でんじろう ～おもしろサイエンス ショー～	2月23日(水・祝) 開演 1回目 13:30～ 2回目 16:00～	指定席 一般 2,500円 中学生以下 1,500 円	679人	42.9%	27.3%
2	声優朗読劇 フォアレーゼン ～ベートーヴェンがや って来た! ヤア! ヤ ア! ヤア!	3月19日(土) 開演 1回目 14:00～ 2回目 17:45～	指定席 S席 6,000円 A席 5,000円	348人	22.0%	10.4%
3	いながわ音楽フェスタ	3月20日(日) 開演 14:00～	指定席 一般 500円	403人	50.9%	32.8%
4	よしもとお笑いバラエ ティーショー&吉本新 喜劇	3月26日(土) 開演 14:00～	指定席 一般 2,600円	527人	66.5%	43.5%

中止事業

事業名	理由
ほたるのタベコンサート	新型コロナウイルス感染症拡大予防対策に伴い中止

イナホールメイト加入人数集計

(R4. 3. 31現在)

年度	新規	継続	計
平成24年度	40人	75人	115人
平成25年度	69人	75人	144人
平成26年度	35人	93人	128人
平成27年度	66人	92人	158人
平成28年度	101人	99人	200人
平成29年度	19人	102人	121人
平成30年度	49人	90人	139人
令和元年度	56人	85人	141人
令和2年度	20人	73人	93人
令和3年度	0人	93人	93人

※令和3年度は、新型コロナウイルス感染拡大により自主事業実施見込みが不確定となったため、新規募集を見送った。

# 2022 米村ズンドコ おもしろサイエンスショー

令和4年

2月23日[水・祝]

2回公演

全席指定 1回目 開演 午後1時30分～  
2回目 開演 午後4時00分～

開演は、30分前から行います。  
新型コロナウイルス感染症拡大防止のためはじまりの演出が異なります。

猪名川町文化体育館



【プロフィール】

米村 博洋 (ふむら ひろひろ)

1965年、兵庫県神戸市生まれ。工学系大学卒業。その後、東京大学大学院で博士号取得。現在は、東京大学大学院で准教授として活躍中。また、NHKの科学番組「未来の科学」の司会を務めている。2018年、NHKの科学番組「未来の科学」の司会を務めている。2018年、NHKの科学番組「未来の科学」の司会を務めている。

チケット販売所

文化体育館	☎072-766-7400
日生住民センター	☎072-766-1421
ぷらっと六瀬	☎072-768-0001
ふるさと館	☎072-769-0389
道の駅いながわ	☎072-767-8600
販売オアシス日生中央店	☎072-766-1931
イオン猪名川店	☎072-765-1111
マルゼン薬局	☎072-794-3434
シャディサラダ猪名川西高和台店	☎072-799-5757
ローソンチケット	☎0570-084-005

※裏面の座席表をご確認ください。

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、観客の行動が制限される場合があります。また、観客の健康状態によっては、観客の行動が制限される場合があります。

※当日は、マスクの着用が義務づけられます。また、観客の健康状態によっては、観客の行動が制限される場合があります。



未就学児  
入場可能

入場料 12月21日(火)チケット発売開始

一般(大人) 前売 2,500円(当日2,800円)

中学生以下(3才以上) 前売 1,500円(当日1,800円)

親子券(一般と中学生以下)  
(イナホール窓口でのみ販売) 前売 3,500円(当日3,800円)

※猪名川町立総合公民館に於ける券種の特典があります。

イナホールでは、  
イナホールメイトを募集中

特典1 チケットの先行予約ができます  
特典2 チケットを割引価格で購入できます  
新納申込は1,500円で本年度の4事業に割引されます

【主催】猪名川町・猪名川町教育委員会 【協力】ティーエーエヌジー

【問合せ先】猪名川町文化体育館イナホール ☎666-0257猪名川町白金1丁目74番地24 TEL 072-766-7400

未未未未未未未未

声優朗読劇

# VORLESEN

フォアレーゼン

～ペーターヴェンがやって来た!ヤア!ヤア!ヤア!～

2022 **3.19** (1)  2回公演

**全席指定** 1回目 開演 14:00~  
2回目 開演 17:45~

開演は、30分前が6行います。  
新型コロナウイルス感染症拡大状況によって中止する場合があります。

猪名川町文化体育館

イナホール

全席指定/S席 6,000円・A席 5,000円

1月21日(金) チケット発売開始 ※未就学児入場不可

チケット販売所 文化体育館/フォアレーゼンTicket/ローソンチケット/アニメイト通販



**狩野 翔**

東京リベンジャーズ  
【松野千冬役】  
アイドルマスター Side M  
【神谷幸広役】  
刀剣乱舞  
【五月雨信俊役】



**汐谷 文康**

アイドルマスター Side M  
【北村謙太郎役】  
物之怪人 Power of God-  
【ホー役】  
ブレイク・ブリーチ/99でタイムトラベル〜  
【クワイア役】



**重松 千晴**

みんなのヒーローズ!!  
【丸岡マコイ役】(NEKALAND)  
神曲にならなく  
【鈴木夫人役】  
神曲化音  
【神島志保役】



**中野 振一郎**  
(チェンバロ)

脚本：中野 順哉

【主催】猪名川町・猪名川町教育委員会 【企画制作】ティーエーエヌジー

【問合せ先】猪名川町文化体育館イナホール 〒666-0257猪名川町白糸1丁目74番地24 TEL 072-766-7400

※新型コロナウイルス感染症対策のため、新型コロナウイルス追跡システムへの登録または、住所・氏名のご記入を依頼しますので、御協力いたします。また、大声での歓声や声援はお控えいただきますようお願いいたします。

※当日は、マスクの着用をお願いします。

※加齢の症状がある方への入場は、ご遠慮願います。

※イナホールは、販売初日のみ、チケットの購入はお一人様4枚までとなります。

© 2022 ティーエーエヌジー

猪名川町文化協会委託事業

第11回

# 音楽フェスタ

いながわ

演奏者とふれあう至福の時間…

音楽協会メンバーと、スペシャルゲストによる素敵な音色をお聴かせします。楽しいおしゃべりを交えながら、観客と密着全員が参加してのひと時をお過ごしください。

## 01 クラリネット・ティツモ



## 02 ブエナミーゴ



## 03 薙〜れん〜



司会 **高野 あさお** (ラジオパーソナリティー)

- コンサート当日はマスクの着用をお願いいたします。
- 感染症拡大がある方、37.5度以上の熱がある方はご参加できません。お断り致します。
- 感染症により、中止の場合もございます。

チケット販売所

チケット発売日 ▶ **2月4日(金)**

文化体育館 [766-7400]・日生市民センター [766-1421]・ふらっと六瀬 [768-0001]  
 あるさと館 [766-6389]・観音ノバスE生中支店 [766-1631]・シャブディナラ館  
 川西瀬和支店 [795-6767]・マルイショップ三軒店 [794-3434]・イオン街名川店  
 [765-1111]・道の駅いながわ [767-3800]



INAGAWA Music Festa  
2022

# 3/20日

**大ホール** 開場/午後1時00分  
開演/午後2時00分

■場所/猪名川町文化体育館 (イナホール)

全席指定

■入場料/500円

※幼学前のお子様のお入場はご遠慮ください。

猪名川町文化体育館



お問合せ

TEL **072-766-7400**

〒685-0257 猪名川町広会1丁目74番地24

●主催/猪名川町・猪名川町教育委員会・猪名川町文化協会

# よしもと お笑いバラエティショー & 吉本新喜劇

吉本新喜劇が猪名川町にやってくる!!  
本場大阪のお笑いをご堪能ください!!

島田珠代

吉本新喜劇

酒井藍

バラエティ

トット

ツートライブ

令和4年

**3月26日** 猪名川町文化体育館 イナホール 開場 13:15  
〒666-0257 猪名川町白金1丁目74-24 チケット発売 開演 14:00  
2月25日(金)

入場料/一般販売 2,600円 (当日 3,000円)

※チケットは、お取引の町庫70歳以上のお客さま以上は、お席指定が完了した場合はお席指定の優先権はございません。  
※イナホールは、お席指定のみのチケットが大人は1人様1枚限りとなります。  
※お席指定のみの場合、お席指定の優先権はございません。お席指定のみの場合、お席指定の優先権はございません。

全席指定 (座席の指定は裏面座席表を参照してください)

チケット販売所

※文化体育館4年目9:00~  
※お席指定は、お席指定の優先権はございません。  
※お席指定は、お席指定の優先権はございません。  
※お席指定は、お席指定の優先権はございません。  
※お席指定は、お席指定の優先権はございません。  
※お席指定は、お席指定の優先権はございません。

※お席指定は、お席指定の優先権はございません。  
※お席指定は、お席指定の優先権はございません。  
※お席指定は、お席指定の優先権はございません。  
※お席指定は、お席指定の優先権はございません。  
※お席指定は、お席指定の優先権はございません。

券別

●お席指定による割引 (席名) 町庫白く、お席指定の優先権はございません。  
●お席指定による割引 (席名) 町庫白く、お席指定の優先権はございません。

※文化体育館 猪名川町文化体育館 イナホール

TEL: 072-766-7400 (お席指定は、お席指定の優先権はございません。)

## 8. 文化体育館の収入及び支出

### (1) 文化体育館の収入

(単位：円)

項 目	令 和 3 年 度	令 和 2 年 度	令 和 元 年 度
文化体育館等使用料	14,391,990	6,240,110	10,151,980
行政財産貸付収入	19,000	466,560	606,000
公衆電話受託収入	880	970	1,510
コピー使用料	3,162	4,596	16,970
光熱水費使用料	94,437	108,561	129,442
文化体育館イナホール ルメイト年会費	0	103,000	144,000
合 計	14,509,469	6,923,797	11,049,902

### (2) 文化体育館の支出

(単位：円)

項 目	令 和 3 年 度	令 和 2 年 度	令 和 元 年 度
需 用 費	11,230,641	9,551,020	13,282,351
役 務 費	1,193,670	962,290	1,501,764
委 託 料	14,164,156	10,893,200	23,731,767
使用料及び賃借料	379,476	249,957	310,890
工 事 請 負 費	5,335,000	22,409,750	43,440,100
備 品 購 入 費	41,800	938,300	0
負担金、補助及び 交 付 金	950,000	295,000	1,100,000
そ の 他	9,310	135,832	91,573
合 計	33,304,053	45,435,349	83,458,445



## 9. 参考資料

### (1) 猪名川町文化体育館の設置及び管理に関する条例

○猪名川町文化体育館の設置及び管理に関する条例

平成3年6月28日

条例第20号

(設置)

第1条 町民の文化の高揚及びスポーツの振興を図り、もって情操豊かな人づくりと健全な心身の育成に寄与することを目的として、猪名川町文化体育館(以下「文化体育館」という。)を設置する。

(位置)

第2条 文化体育館の位置は、猪名川町白金1丁目74番地24とする。

(管理)

第3条 文化体育館は、猪名川町教育委員会(以下「委員会」という。)が管理する。

2 委員会は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、文化体育館の管理を指定管理者(同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に行わせることができる。

3 前項の規定により文化体育館の管理を指定管理者に行わせる場合における当該指定管理者の指定の手續その他当該文化体育館の指定管理者による管理に関し必要な事項は、この条例に定めるもののほか、猪名川町公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成17年条例第12号)の規定によるものとする。

(事業)

第4条 文化体育館は、第1条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 町民の文化体育館の利用促進を図ること。
- (2) 文化、スポーツに関する行事を開催すること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、文化体育館の設置の目的を達成するために必要な事業
- (4) その他必要な事業

(使用の許可)

第5条 文化体育館を使用しようとする者は、あらかじめ委員会の許可を受けなければならない。

(使用目的の変更等)

第6条 使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、許可を受けた目的以外に使用し、又はその使用权を他に譲渡若しくは転貸することはできない。

(使用料)

第7条 使用者は別表第1及び別表第2に掲げる使用料を、施設又は設備等の使用の許可を受けたときに納付しなければならない。

(使用料の免除)

第8条 委員会において、教育上必要であると認めるときは、規則の規定に基づき、使用料を免除することができる。

(使用料の還付)

第9条 既納の使用料は還付しない。ただし、次の各号の一に該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 使用者の責めに帰することができない理由によって使用できなくなったとき。
- (2) 使用前3日までに許可の取消しを申し出て委員会が認めるとき。

(使用許可の取消し等)

第 10 条 委員会は、使用者が次の各号の一に該当するときは、使用の許可を取消し又はその使用を制限し、停止若しくは退去を命ずることができる。この場合、使用者において損害を受けることがあっても委員会は其の責を負わない。

(1) この条例又は条例に基づく規則に違反し、あるいは指示に従わないとき。

(2) 社会教育行事及び公共行事等で支障が生じたとき。

(3) その他委員会が必要と認めたとき。

(過料)

第 11 条 詐欺その他不正の行為により、使用料の徴収を免れた者については、その徴収を免れた金額の 5 倍に相当する金額(当該 5 倍に相当する金額が 5 万円を超えないときは、5 万円とする。)以下の過料を科する。

(規則への委任)

第 12 条 この条例の施行に関し必要な事項は、委員会が規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 3 年 9 月 1 日から施行する。

(猪名川町社会教育センターの設置および管理に関する条例の廃止)

2 猪名川町社会教育センターの設置および管理に関する条例(昭和 51 年条例第 15 号。以下「旧条例」という。)は廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行日の前日までに、旧条例の規定に基づいて行われた申請及び許可その他の行為の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則(平成 3 年 12 月 18 日条例第 22 号)

この条例は、平成 4 年 2 月 1 日から施行する。

附 則(平成 5 年 3 月 17 日条例第 7 号)

この条例は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 7 年 6 月 20 日条例第 7 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 7 年 12 月 26 日条例第 26 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。但し、上野体育館グラウンド夜間照明使用料に係る規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行日前に、社会教育施設使用の許可を受けている者の使用料は、なお従前の例による。

附 則(平成 9 年 9 月 30 日条例第 20 号)

この条例は、平成 9 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 12 年 3 月 28 日条例第 2 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

(手数料に関する経過措置)

2 施行期日前においてこの条例による改正前のそれぞれの条例(これに基づく規則を含む。)の規定により納付すべきであった手数料については、法令に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例に

よる。

(罰則に関する経過措置)

- 3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成 14 年 3 月 27 日条例第 13 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行日前に、使用許可を受けている者の使用料は、なお従前の例による。

附 則(平成 15 年 3 月 28 日条例第 7 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の改正規定は、平成 15 年 10 月 1 日から、第 3 条の改正規定は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

(猪名川勤労者総合スポーツ施設(体育館)設置及び管理に関する条例の廃止)

- 2 猪名川勤労者総合スポーツ施設(体育館)設置及び管理に関する条例(平成 9 年条例第 27 号)は廃止する。

(経過措置)

- 3 この条例の施行日の前日までに、猪名川勤労者総合スポーツ施設(体育館)設置及び管理に関する条例の規定に基づいてなされた申請及び許可その他の手続については、改正後の猪名川町社会教育施設の設置及び管理に関する条例の相当規定に基づいてなされた申請及び許可その他の手続とみなす。

附 則(平成 17 年 6 月 23 日条例第 12 号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 18 年 12 月 20 日条例第 51 号)

この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年 3 月 27 日条例第 5 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 19 年 7 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行日前に、使用又は利用の許可を受けている三田市の居住者に係る使用料又は利用料金は、なお従前の例による。

附 則(平成 20 年 9 月 19 日条例第 22 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、改正前の猪名川町社会教育施設の設置及び管理に関する条例の規定により既になされている文化体育館に係る使用許可等の行為は、改正後の猪名川町文化体育館の設置及び管理に関する条例の規定によりなされた使用許可等の行為とみなす。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 3 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和 42 年条例第 6 号)の一部を次のように改正する。

別表中「

社会教育施設運営委員会

」を「

文化体育館運営委員会

」に改める。

附 則（平成 29 年 12 月 19 日条例第 18 号）

この条例、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1(第 7 条関係)

文化体育館使用料

利用区分		利用時間	昼間使用料金	夜間使用料金
			1 時間当りの料金(円)	
大ホール	全面利用	平日	3,000	4,500
		土曜日 日曜日及び休日	3,600	5,400
	半面利用	平日	1,500	2,300
		土曜日 日曜日及び休日	1,800	2,700
	舞台を含む利用	平日	3,600	5,400
		土曜日 日曜日及び休日	4,400	6,600
	舞台のみの利用	平日	1,200	1,800
		土曜日 日曜日及び休日	1,400	2,200
小ホール		平日	2,400	3,600
		土曜日 日曜日及び休日	2,900	4,300
リハーサル室		全日	600	1,000
控室		全日	500	700
会議室	総合室	全日	1,400	2,200
	1 号室	全日	700	1,100
	2 号室	全日	700	1,100
附属設備	冷暖房	大ホール	5,000	
		小ホール	1,000	
		その他	使用料の 5 割加算	

備考

- 1 使用者が 1 人 1,000 円以上の入場料若しくはこれに類する金員を徴収するとき、又は営利を目的として使用するとき、この表に定める使用料の 10 割に相当する額を加えた額とする。

- 2 使用者が1人1,000円未満の入場料若しくはこれに類する金員を徴収するときは、この表に定める使用料の5割に相当する額を加えた額とする。
- 3 文化活動の練習、準備に使用するとき、又は体育活動の準備に使用するときには規定料金の半額とする。
- 4 使用超過時間は1時間以内とし、使用料の3割を加算する。
- 5 町外居住者(伊丹市、宝塚市、川西市及び三田市の居住者を除く。)が使用する場合は、この表に定める使用料の5割に相当する額を加えた額とする。ただし備考第1項及び第2項については、それぞれの使用料に基本使用料の5割に相当する額を加えた額とする。
- 6 使用料に10円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てとする。
- 7 この表において「休日」とは、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日をいう。
- 8 昼間時間は午前9時から午後6時、夜間時間は午後6時から午後10時とする。

別表第2(第7条関係)

文化体育館附属設備の使用料

分類	番号	種類又は品目	単位	1回当たりの使用料
舞 台 関 係 設 備 及 び 備 品	1	音響反射板	1式	3,000円
	2	平台	1台	150円
	3	指揮者台	1台	300円
	4	譜面台	1台	50円
	5	金屏風	1双	2,000円
	6	緋毛仙	1枚	300円
	7	上敷	1枚	150円
	8	地絨	1枚	500円
	9	演台	1台	400円
	10	花台(花瓶付)	1台	250円
	11	司会者台	1台	250円
	12	長座布団	1枚	100円
	13	舞台用姿見	1台	200円
	14	めくり台	1台	100円
	15	人形立	1台	50円
	16	舞台用机	1脚	100円
	17	舞台用椅子	1脚	30円
	18	黒板(移動式)	1台	100円
音 響 関 係 設 備	19	コンデンサーマイク	1本	800円
	20	ダイナミックマイク	1本	500円
	21	ワイヤレスマイク	1本	800円

及び 備品	22	レコードプレイヤー	1台	1,000円
	23	CDプレイヤー	1台	500円
	24	カセットテープレコーダー	1台	500円
	25	はね返りスピーカー	1台	800円
	26	マイクスタンド	1本	100円
	27	エレベーターマイクスタンド	1式	500円
	28	大ホール用拡声装置	1式	2,000円 (マイク2本を含む。)
	29	小ホール用拡声装置	1式	1,000円 (マイク2本を含む。)
照 明 設備	30	ボーダーライト	1列	700円
	31	シーリングスポットライト	1列	1,200円
	32	サスペンションスポットライト	1列	700円
	33	ローアーホリゾンライト	1列	1,000円
	34	ピンスポットライト	1列	1,000円
	35	アッパーホリゾンライト	1列	1,000円
	36	小ホール照明	1式	1,500円
音 楽	37	大ホール用ピアノ	1台	6,000円
	38	小ホール用ピアノ	1台	4,000円
そ の 他	39	16ミリ映写機	1台	3,500円
	40	スライド映写機	1台	800円
	41	オーバーヘッドプロジェクター	1台	800円
	42	スクリーン	1回	1,000円
	43	テレビ	1台	300円
	44	ビデオ	1台	300円
	45	シャワー室	1人	100円
	46	展示パネル	1枚	50円
	47	表彰盆	1台	100円
	48	持込電気器具コンセント	1kw	300円

#### 備考

- この使用料は、午前(午前9時から正午まで)、午後(午後1時から午後5時まで)、夜間(午後6時から午後10時まで)の使用区分をもって1回とし、終日(午前9時から午後10時まで)使用する場合は、3回として計算する。
- ピアノの使用料には、調律料を含まない。

- 3 持込み電気器具用コンセントを使用する場合の1キロワットとは、持込み電気器具の定格消費電  
気量の1キロワットをいい、その合計量に1キロワット未満の端数があるときは、これを切り上げ  
る。
- 4 この使用料には、別表第1備考第5項の規定は適用しない。

## (2) 猪名川町文化体育館の設置及び管理に関する条例施行規則

### ○猪名川町文化体育館の設置及び管理に関する条例施行規則

平成3年7月24日

教育委員会規則第6号

(趣旨)

第1条 この規則は、猪名川町文化体育館の設置及び管理に関する条例(平成3年条例第20号。以下「条例」という。)第13条の規定に基づき、猪名川町文化体育館(以下「文化体育館」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(職員)

第2条 文化体育館の運営及び維持管理を行うため、必要な職員を置くことができる。

(使用時間)

第3条 文化体育館の使用時間は、午前9時から午後10時までとする。

2 猪名川町教育委員会(以下「委員会」という。)は、特に必要があるときは、これを変更することができる。

(休館日)

第4条 文化体育館の休館日は次に掲げる日とする。

(1) 月曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日にあたるときはその翌日

(2) 12月29日から翌年1月3日まで

2 委員会は必要があるときは、前項の規定にかかわらず同項の休館日以外の日を休館日とし、又は同項の休館日を開館日とすることができる。

(使用許可基準)

第5条 委員会は次の各号の一に該当するときは、文化体育館の使用の許可をしない。

(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。

(2) 施設、設備、その他器具備品等を破損し、又は滅失するおそれがあるとき。

(3) 特定の教派、宗派もしくは教団が自己の信奉する宗教の布教を目的とする事業のため利用しようとするとき。

(4) 集団的又は常習的に暴力的行為を行うおそれがある組織の利益になるとき。

(5) 遊宴を目的とする会合

(6) 施設の運営管理上、支障があると認められるとき。

(7) その他委員会が不相当と認めるとき。

(使用許可の申請)



第6条 文化体育館の使用許可を受けようとするものは、使用しようとする日の属する月の3ヵ月前の初日から3日前(休館日の場合は、翌日とする。)までに、使用許可申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)を委員会に提出し、許可を受けなければならない。

(使用許可)

第7条 委員会は前条の申請書を受理したときは、その使用目的及び内容を検討し、適当と認めるものには使用許可書(様式第2号。以下「許可書」という。)を交付する。

2 委員会は前条の使用を許可する場合、条件を付すことができる。

3 使用許可の順位は、申請書を受理した順序によるものとする。ただし、委員会が特に必要と認めるときは、この限りではない。

(使用時間延長の申請)

第8条 使用の許可を受けたもの(以下「使用者」という。)が、使用時間延長の許可を受けようとするときは、使用時間延長許可申請書(様式第3号。以下「許可申請書」という。)に許可書を添えて、委員会に提出しなければならない。

2 委員会は、他に支障がないと認めるときは、前項の許可申請書を受理し、使用時間延長許可書(様式第4号)を交付する。

(使用料の納付)

第9条 使用者は、使用料納入通知書(様式第5号)により、条例第7条に規定する使用料を納付しなければならない。

(使用の取消し及び変更等)

第10条 使用者が、文化体育館の使用の取消し、又は使用日を変更しようとするときは、遅滞なく使用取消・変更届(様式第6号。以下「取消・変更届」という。)に許可書を添えて委員会に提出しなければならない。

2 委員会は前項の取消・変更届を受理したときは、その理由を検討し、正当な理由があると認められたものには、使用料の返還等について決定し、取消・変更承認通知書(様式第7号)を交付する。

(使用料の免除)

第11条 条例第8条の規定に基づいて使用料の全部又は一部を免除することができる場合は、別表第1に定めるとおりとする。

2 前項に該当し、使用料の免除を受けようとするものは、使用料免除申請書(様式第8号)を委員会に提出しなければならない。

3 委員会は、前項の申請を受け、使用料の免除を許可したときは、使用料免除許可書(様式第9号)を交付する。

(使用料の還付)

第12条 条例第9条ただし書に規定する使用料の還付を受けようとするものは、還付理由発生後7日以内に使用料還付請求書(様式第10号)を委員会に提出しなければならない。

(特別設備の承認)

第 13 条 使用者は、あらかじめ委員会の承認を受けて特別の設備を設置することができる。ただし、委員会は文化体育館の管理運営上必要があるときは、使用者に対してその設備の変更を命ずることができる。

2 前項の規定により特別の設備の承認を受けようとする者は、その内容を記載した仕様書を許可申請書に添付しなければならない。

3 第 1 項の承認を受けた者は、文化体育館の使用が終わったとき、又は条例第 10 条の規定により、使用許可の取消し等を受けたときは、直ちに当該設備を撤去し原状に回復しなければならない。

(原状回復の義務)

第 14 条 使用者は、文化体育館の使用が終わったとき、又は使用を停止されたとき若しくは使用の許可を取り消されたときは、直ちに職員の指示に従い当該施設又は附属設備等を原状に復し、点検を受けて返還しなければならない。

2 使用者が、前項の義務を履行しないときは、管理者において原状に復し、これに要した経費は使用者の負担とする。

(使用者の遵守事項)

第 15 条 使用者は、条例及びこの規則に定めるもののほか、次の事項を守らなければならない。

- (1) 収容人員は、使用部分に収容できる所定人員の範囲内とする。
- (2) 許可を受けないで物品の販売をしないこと。
- (3) 所定の場所以外において、火気を使用しないこと。
- (4) 許可を受けた設備以外のものを使用しないこと。
- (5) 許可を受けないで張り紙、釘類をうたないこと。
- (6) 許可を受けないで附属品設備を所定の場所以外に持ち出さないこと。
- (7) 入場者に次条各号に掲げる事項を守らせること。
- (8) 前各号に掲げる事項のほか、施設の管理運営上必要な事項は委員会の指示に従うこと。

(入場者の遵守事項)

第 16 条 入場者は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 所定の場所以外で喫煙し、又は火気を使用しないこと。
- (2) 施設内を不潔にしないこと。
- (3) 騒音、放歌、暴力等他人に迷惑をかけること。
- (4) 所定の場所以外に出入りしないこと。
- (5) その他委員会が指示すること。

(入場の制限)

第 17 条 次の各号の一に該当するものに対しては、委員会は入場を拒絶し、又は退場を命ずることができる。

- (1) 感染性の疾患があると認められる者
- (2) 酩酊している者
- (3) 他人に危害をおよぼし、若しくは他人の迷惑になる行為又は物品、動物の類を携帯する者

(4) 管理上必要な指示に従わない者

(使用方法等の打合せ)

第 18 条 使用者は、文化体育館の使用について、事前に係員と使用方法その他について必要な事項を打ち合わせなければならない。

(責任者の設置)

第 19 条 使用者は、使用する文化体育館内の秩序を保持するため、必要な責任者を置かなければならない。

(入場の承諾)

第 20 条 委員会が管理上必要があつて、使用場所の立入りを求めた場合においては、使用者はこれを拒むことができない。

(損害賠償等)

第 21 条 使用者は、その責に帰すべき理由により文化体育館及び附属設備を損傷又は滅失したときは、直ちにその理由書を委員会へ提出し、その指示により委員会が相当と認める損害額を賠償しなければならない。

(事故の責任)

第 22 条 使用者が文化体育館を使用することによって生じた傷害、その他の事故については、使用者の責任において処理するものとする。

(売店等の許可)

第 23 条 委員会の許可なくして、文化体育館内で売店経営その他営利行為をしてはならない。

(委任)

第 24 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 3 年 9 月 1 日から施行する。

(猪名川町社会教育センターの設置および管理に関する条例施行規則の廃止)

2 猪名川町社会教育センターの設置および管理に関する条例施行規則(昭和 51 年教育委員会規則第 1 号。以下「旧規則」という。)は、廃止する。

3 この規則の施行日の前日までに、旧規則の規定に基づいて行われた申請及び許可その他の行為の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則(平成 5 年 3 月 23 日教委規則第 1 号)

この規則は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 9 年 3 月 31 日教委規則第 5 号)

(施行期日)

1 この規則は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行日前に、社会教育施設の使用許可を受けている者の使用料は、なお従前の例による。

附 則(平成9年9月24日教委規則第11号)

この規則は、平成9年10月1日から施行する。

附 則(平成12年3月21日教委規則第1号)

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成12年12月1日教委規則第18号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成14年2月4日教委規則第1号)

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成14年3月29日教委規則第12号)

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成16年3月29日教委規則第7号)

1 この規則は、公布の日から施行し、平成15年4月1日から適用する。ただし、第2条の改正規定は平成16年4月1日から適用する。

(猪名川勤労者総合スポーツ施設(体育館)設置及び管理に関する条例施行規則の廃止)

2 猪名川勤労者総合スポーツ施設(体育館)設置及び管理に関する条例施行規則(平成10年教育委員会規則第1号)は廃止する。

附 則(平成20年11月25日教委規則第8号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成24年6月26日教委規則第6号)

この規則は、平成24年7月1日から施行する。

別表(第11条関係)

- |   |  |      |
|---|--|------|
| 1 | 猪名川町、猪名川町教育委員会が主催する場合                      | 全額免除 |
| 2 | 前項の所管に属する諸機関が主催する場合                        | 全額免除 |
| 3 | 猪名川町社会教育関係団体に登録されている青少年団体で、主に青少年活動を目的とする場合 | 全額免除 |
| 4 | 猪名川町、猪名川町教育委員会が後援する場合                      | 5割免除 |
| 5 | 猪名川町社会教育関係団体に登録されている団体が使用する場合              | 5割免除 |

様式第1号(第6条関係)

猪名川町文化体育館使用許可申請書

年 月 日 No. \_\_\_\_\_

使用目的						参加予定人数	人
使用日時	年 月 日		午前・午後	時 分	から	午前・午後	時 分
使用室名	区 分	室 名		使用料金			
	大ホール	<input type="checkbox"/> 全面 <input type="checkbox"/> 半面					
		<input type="checkbox"/> 舞台を含むのみ <input type="checkbox"/> 舞台のみ					
	小ホール	<input type="checkbox"/> 小ホール					
	会議室及びその他	<input type="checkbox"/> 総合室					
		<input type="checkbox"/> 1号室	<input type="checkbox"/> 2号室				
		<input type="checkbox"/> リハーサル室					
<input type="checkbox"/> 控室							
附属設備	附属設備の使用の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 舞台設備					
		<input type="checkbox"/> 音響設備					
		<input type="checkbox"/> 照明設備					
		<input type="checkbox"/> 楽器					
		<input type="checkbox"/> その他設備					
		合 計					
猪名川町文化体育館の設置及び管理に関する条例第5条及び同施行規則第6条の規定により申請します。							
							年 月 日
猪名川町教育長様		申請者		住 所 氏 名 電 話			
上記のとおり許可する	教育長	部 長	課 長	主 幹	副主幹	担 当	
使用区分	<input type="checkbox"/> 免除 <input type="checkbox"/> 減免 <input type="checkbox"/> 有料 <input type="checkbox"/> 収入済 <input type="checkbox"/> 未収入						
この申請が、猪名川町暴力団排除に関する条例及び同条例施行規則に基づき、暴力団等の利益にならないことを誓約します。							

様式第2号(第7条関係)

猪名川町文化体育館使用許可書

年 月 日 No. \_\_\_\_\_

使用目的				使用予定人員 人
使用日時	年 月	日 午前・午後 午前・午後	時 時	分から 分まで
使用室名	区 分	室 名	使 用 料 金	
	大 ホール	<input type="checkbox"/> 全面 <input type="checkbox"/> 半面		
		<input type="checkbox"/> 舞台を含む <input type="checkbox"/> 舞台のみ		
	小 ホール	<input type="checkbox"/> 小ホール		
	会議室及び そ の 他	<input type="checkbox"/> 総合室		
		<input type="checkbox"/> 1号室 <input type="checkbox"/> 2号室		
<input type="checkbox"/> リハーサル室				
<input type="checkbox"/> 控室				
附 属 設 備	附属設備の使用の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 舞台設備		
		<input type="checkbox"/> 音響設備		
		<input type="checkbox"/> 照明設備		
		<input type="checkbox"/> 楽器		
		<input type="checkbox"/> その他設備		
		合 計		
<p>上記のとおり猪名川町文化体育館の使用の許可をします。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>猪名川町教育長 _____様</p>				
<p>注意 1 使用時間を厳守して下さい。</p> <p>2 建物及び備付物件等を亡失又は破損したときは、必ず届け出て、その査定額を賠償してください。</p>				
使用料の納入	使用料	円	領収日付印	
	<input type="checkbox"/> 免除 <input type="checkbox"/> 減免 <input type="checkbox"/> 有料 <input type="checkbox"/> 町外 <input type="checkbox"/> 収入済 <input type="checkbox"/> 未収入			

様式第3号(第8条関係)

猪名川町文化体育館使用時間延長許可申請書

No. \_\_\_\_\_

使用許可年月日 許可番号	年 月 日	許可番号	第	号
延長の理由				
使用料追加金額	使用施設	料 金		
			円	
	使用附属設備	料 金		
			円	
	冷 暖 房	料 金		
			円	
			合計	円
<p>猪名川町文化体育館の設置及び管理に関する条例第5条及び同施行規則第8条の規定により、使用許可書を添えて使用時間の延長許可を申請します。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>猪名川町教育長様</p> <p style="text-align: right;">住所</p> <p style="text-align: right;">申請者 氏名</p> <p style="text-align: right;">電話番号</p>				

上記のとおり使用時間の延長を許可する	教 育 長	部 長	課 長	主 幹	副 主 幹	担 当

様式第4号(第8条関係)

猪名川町文化体育館使用時間延長許可書

No. \_\_\_\_\_

使用許可年月日 許可番号	年 月 日 許可番号 第 号		
延長の理由			
使用料追加金額	使用施設	料 金	合計 _____ 円
		円	
	使用附属設備	料 金	
		円	
	冷暖房	料 金	
		円	
<p>上記のとおり使用時間の延長を許可します。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">_____ 様</p> <p>猪名川町教育長</p>			



様式第5号(第9条関係)

猪名川町文化体育館使用料納入通知書兼領収書

第 号	納	住所				様
年度	入	氏名				
(款) 使用料及び手数料	(項) 使用料	(目) 教育使用料	(節) 社会教育使用料			
金 額	万	千	百	十	円	
使用日時						許可番号
使用施設						
附属設備						
上記の金額を 年 月 日までに猪名川町出納員まで納付して下さい。					領収日付印	
年 月 日 猪名川町教育長					⑩	

猪名川町文化体育館使用料納入通知書兼領収書

第 号	納	住所				様
年度	入	氏名				
(款) 使用料及び手数料	(項) 使用料	(目) 教育使用料	(節) 社会教育使用料			
金 額	万	千	百	十	円	
使用日時						許可番号
使用施設						
附属設備						
上記の金額を領収しました。					領収日付印	
年 月 日 猪名川町出納員					⑩	

様式第6号(第10条関係)

猪名川町文化体育館使用取消・変更届

No. \_\_\_\_\_

使用許可年月日 許可番号	年 月 日 許可番号 第 号
取消の理由 変更	
変更の内容	
※使用料返還の決定	
※使用料を還付する しない理由	
※使用料返還額	
<p>猪名川町文化体育館の設置及び管理に関する条例第10条及び施行規則第10条の規定により、使用取消・変更のため使用許可書を添えて届出します。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>猪名川町教育長様</p> <p style="text-align: right;">住所</p> <p style="text-align: right;">申請者 氏名</p> <p style="text-align: right;">電話番号</p>	

上記のとおり使用の取消・変更を許可する	教 育 長	部 長	課 長	主 幹	副 主 幹	担 当

注意 ※印の箇所は記入しないでください。

様式第7号(第10条関係)

猪名川町文化体育館使用取消・変更承認通知書

No. \_\_\_\_\_

使用許可年月日 許可番号	年 月 日 許可番号 第 号
取消の理由 変更	
変更の内容	
使用料返還の決定	
使用する 使用料を還付 しない 理由	
使用料返還額	
<p>上記のとおり使用取消・変更を承認します。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">_____様</p> <p>猪名川町教育長</p>	

様式第8号(第11条関係)

猪名川町文化体育館使用料免除申請書

No. \_\_\_\_\_

使用許可年月日 許 可 番 号	年      月      日   許 可 番 号 第      号		
減 免 の 区 分	<input type="checkbox"/> 町、県及び教育委員会 <input type="checkbox"/> 体育協会 <input type="checkbox"/> 文化協会 <input type="checkbox"/> 体育協会加盟団体 <input type="checkbox"/> 文化協会加盟団体 <input type="checkbox"/> その他(                         )		
使 用 料 の 免 除	<input type="checkbox"/> 全額免除 <input type="checkbox"/> 5割免除		
使 用 料	基 本 使 用 料	使 用 料 免 除 額	使 用 料 額
	円	円	円
減免を受けようとする理由			
<p>猪名川町文化体育館の設置及び管理に関する条例第8条及び同施行規則第11条の規定により、使用の全部(又は一部)の免除を受けたいので申請します。</p> <p style="text-align: right;">年      月      日</p> <p>猪名川町教育長様</p> <p style="text-align: right;">住所</p> <p style="text-align: right;">申請者 氏名</p> <p style="text-align: right;">電話番号</p>			

上記のとおり使用料を免除する	教 育 長	部   長	課   長	主   幹	副 主 幹	担 当

様式第9号(第11条関係)

猪名川町文化体育館使用料免除許可書

No. \_\_\_\_\_

使用許可年月日 許 可 番 号	年 月 日 許 可 番 号 第 号		
減 免 の 区 分	<input type="checkbox"/> 町、県及び教育委員会 <input type="checkbox"/> 体育協会 <input type="checkbox"/> 文化協会 <input type="checkbox"/> 体育協会加盟団体 <input type="checkbox"/> 文化協会加盟団体 <input type="checkbox"/> その他(                                  )		
使用料の免除	<input type="checkbox"/> 全額免除 <input type="checkbox"/> 5割免除		
使 用 料	基 本 使 用 料	使 用 料 免 除 額	使 用 料 額
	円	円	円
減免を受けようとする理由	上記のとおり、使用料の全部(又は一部)を免除します。 <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">_____ 様</p>		
猪名川町教育長			

様式第10号(第12条関係)

猪名川町文化体育館使用料還付請求書

No. \_\_\_\_\_

使用許可年月日 許可番号	年 月 日	許可番号	第 号
使用許可施設及び 使用日時			
納付済金額	基本使用料	附属設備使用料	合計
	円	円	円
納付年月日	年 月 日		
還付請求理由			
還付請求金額	円		
<p>上記のとおり請求します。</p> <p>猪名川町教育長様</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">請求者 住所 氏名 電話番号</p> <p style="text-align: right;">①</p>			

猪名川町文化体育館使用料還付領収書

金額	十	万	千	百	十	円	也

上記の金額を猪名川町文化体育館使用料還付金として領収しました。

年 月 日

猪名川町教育長 様

領収者 ①

### (3) 猪名川町文化体育館運営委員会規則

○猪名川町文化体育館運営委員会規則（平成30年4月1日廃止）

平成3年6月13日  
教育委員会規則第3号

(趣旨)

第1条 この規則は、猪名川町文化体育館の設置及び管理に関する条例(平成3年条例第20号)第11条の規定に基づき設置する猪名川町文化体育館運営委員会(以下「運営委員会」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものである。

(所掌事務)

第2条 運営委員会は、文化体育館の運営について審議し意見を述べるものとする。

(組織)

第3条 運営委員会は、10人以内で組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから、教育長が委嘱する。

- (1) 社会教育委員
- (2) 体育協会代表
- (3) 文化協会代表
- (4) 学識経験者
- (5) 関係町職員

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補充の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 公職又は団体代表の地位にあったため委嘱された委員の任期は、第1項の規定にかかわらず、その地位を退いたことをもって終わる。

(委員長)

第6条 運営委員会に委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選によって定める。

3 委員長は、運営委員会を代表して会務を総括する。

4 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が委員長の職務を代理する。

(会議)

第7条 運営委員会は、委員長が召集し、会議の議長となる。

2 運営委員会は、半数以上の出席者がなければ会議を開くことができない。

(庶務)

第8条 運営委員会の庶務は、教育委員会教育振興課において処理する。

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか、運営委員会の運営に関し、必要な事項は委員長が運営委員会に図って定める。

附 則

この規則は、平成3年9月1日から施行する。

附 則(平成5年3月23日教委規則第2号)

この規則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則(平成9年10月21日教委規則第12号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成14年3月29日教委規則第13号)

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成20年11月25日教委規則第8号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。



文化体育館年報

令和4年度 文化体育館年報

(令和3年度事業報告)

令和4年7月発行

編集・発行 猪名川町文化体育館

〒666-0257

兵庫県川辺郡猪名川町白金1-74-24

TEL 072 (766) 7400